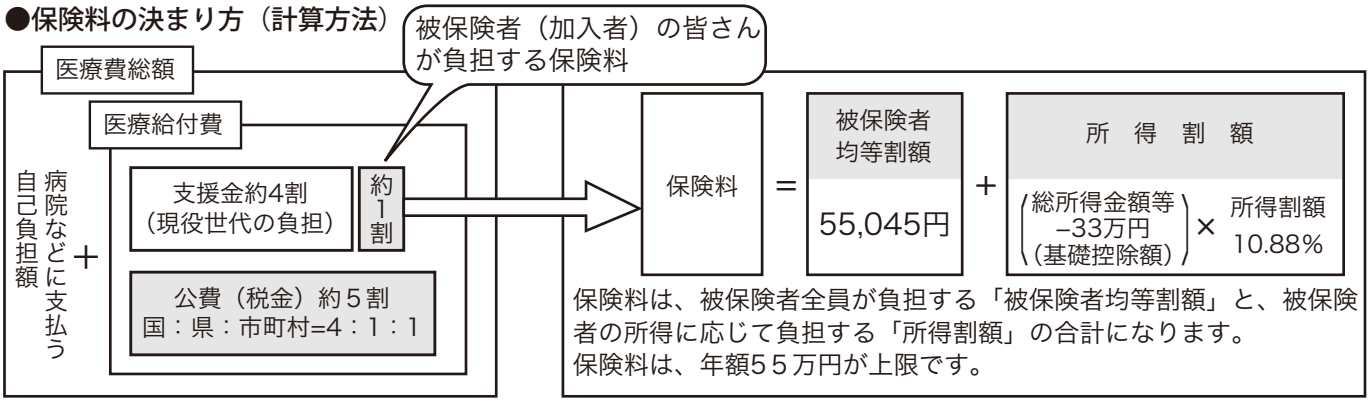
平成25年度　後期高齢者医療制度の保険料について

○保険料は、平成24年中の所得金額と世帯(注１)の状況を基に算定を行い、決定します。
(注１)：「世帯」とは、平成25年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。
○被保険者(加入者)の皆さんへ「平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。
○平成25年度版パンフレットは、本庁住民課窓口・築城支所総合管理課窓口にあります。また、点字のパンフレットもあります。必要な方は、窓口へお申し出ください。

●保険料の決まり方（計算方法）



保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。
保険料は、年額５５万円が上限です。

・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、２年ごとに見直され、次回は、平成26年度に改定されます。
・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
・例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

■保険料の軽減について

●均等割額の軽減
平成25年度では、平成24年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の９割・8.5割（注２）・５割・２割軽減）を継続して行います。
（注2）：原則は「７割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額) 平成25年度	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（注３）の合計額
９割軽減	5,504円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
0.5(7)割軽減	8,256円	【33万円（基礎控除額）】以下
５割軽減	27,522円	【33万円（基礎控除額）＋24.5万円×被保険者（世帯主を除く）の数】以下
２割軽減	44,036円	【33万円（基礎控除額）+35万円×被保険者】以下

（注３）：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入–公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減
総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が５割軽減となります。
●被用者保険（注４）の被扶養者であった人の軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が９割軽減となります。また、所得割額はかかりません。
（注４）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

■保険料の軽減制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、住民課保険係にご相談ください。

■災害などで医療機関への支払いが困難となったとき

被保険者の属する世帯主が概ね過去１年以内に災害など特別な事情により著しく収入が減少し、医療機関への支払いが一時的に困難になった場合、申請により自己負担額の減免・支払猶予が受けられることがあります。減免申請には、市町村民税の減免や預貯金残高などの要件があります。減免期間は６か月以内です。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ：住民課　保険係（内線２３４）
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター　０９２–６５１–３１１１